

岡山市スポーツ施設等照明設備管理台帳作成業務委託仕様書

1 業務名

岡山市スポーツ施設等照明設備管理台帳作成業務委託

2 業務の目的

本業務は、国が示す 2030（令和 12）年度までに LED 照明の導入割合を 100%にすることを目的に本市のスポーツ施設等の既存照明器具を LED 化することに先立ち、対象施設の既存照明設備の現況調査及び照明設備台帳等の資料を作成するものである。

3 業務委託期間

契約の締結の日から令和 8 年 9 月 3 0 日（水）

4 対象施設

（1）岡山市内のスポーツ施設等に設置されている屋内照明、グラウンド照明、投光器、屋外ポール照明、足元灯などを対象とする（LED 化済施設は対象外）。

建部 B&G 海洋センターほか 2 6 施設 ※資料 1 のとおり

（2）岡山市内の学校開放事業に利用されている、小学校・中学校グラウンド照明を対象とする（LED 化済施設は対象外）。

- ・小学校 1 1 校
- ・中学校 9 校 ※資料 1 のとおり

5 業務内容

（1）業務計画書の作成

受注者は、本業務に着手する前に、業務概要および実施方針、実施体制、業務責任者、業務実施者、実施工程表及びその他必要な事項を記載した業務計画書を作成し、発注者に提出のうえ、発注者の承諾を得ること。業務責任者は、電気工事業に係る資格を持つ者とする。

業務計画書の作成にあたっては、その内容について発注者と協議を行い、発注者の承諾を得ること。受注者が業務実施計画書を変更しようとする場合、その内容について発注者の承諾を得ること。また、発注者が現地調査の日時について要望した場合は、受注者は可能な限り応じること。

（2）資料整理

スポーツ振興課から提供する資料を基礎資料とし、対象スポーツ施設等における各種照明の整備状況を把握して整理する。受注者に関係資料を貸与する。資料の必要が無くなった場合、監督員へ直ちに返却すること。

（3）現地調査

前項で整理した整備状況を踏まえてすべての施設において現地調査を実施する。

①調査内容

- (ア) 調査においては照明設備外観を目視調査することを基本とする。
- (イ) 管理銘板がある場合はそこからランプ種類等を把握する。
- (ウ) 管理銘板が無い場合は点検口内部などの安定器からランプ種類を類推する。
- (エ) 灯具やポールなどに著しい腐食や破損などの異常がないか確認する。また、不点灯など不具合が確認される屋外照明については絶縁抵抗測定などを行い異常がないか確認する。
- (オ) 調査結果はリストに整理すること。
- (カ) ポール照明などについて、地上からの調査でランプ種類確認が困難な場合は高所作業車などを用いて確認を行うこと。明らかに同種のランプが設置されていると判断される場合は、すべての照明を確認することは求めない。
- (キ) 受注者で判断できない場合、必要に応じて製造メーカーに確認すること。

②現地調査

(ア) 対象施設への事前連絡

受注者は、対象施設の施設所管課（施設管理者）に事前連絡し、現地調査の日時を調整すること。対象施設へは早期に連絡を行い、施設の運営に支障を来さないよう配慮すること。

スポーツ施設の現地調査作業は日程を問わないが、施設休館日に現地調査を行う場合は、事前に施設管理者と協議を行い、許可を受けたうえで実施すること。

学校施設の現地調査作業は平日期間中を基本とするが、休日（長期休業期間を含む）に現地調査を行う場合は、事前に学校施設管理者と協議を行い、許可を受けたうえで実施すること。特に、休日期間中の学校立入については、機械警備対応等を含め、十分な打ち合わせを行うこと。

(イ) 現地調査の実施

- ・発注者の承諾を得た業務計画書に基づき、現地調査を実施する。
- ・調査にあたっては必ず身分証明書を携行すること。
- ・各施設における現地調査の状況写真（作業前、作業中）を撮影すること。

③対象となる照明設備

調査にあたっては資料1及び以下を参考にすること。

用途管理番号	用途（建物・附帯設備）	照明設備の位置、調査場所	備考
①	トイレ	施設内および施設外壁に設置されている照明器具	※コンセント電源に接続されている投光器や、照明ポール等により単独で設置されている照明器具は除く。
②	倉庫		
③	管理事務所		
④	街路灯・園路灯	施設エリア内に設置されている照明器具	
⑤	テニスコート	照明柱で設置されている照明器具	※施設によっては更衣室等を含む。

⑥	グラウンド照明 (野球場、サッカー場、多目的広場)	野球場、サッカー場、多目的広場に照明柱で設置されている照明器具	※施設によっては更衣室等を含む。 ※コンセント電源に接続されている投光器や、照明ポール等により単独で設置されている照明器具は除く。
⑦	体育館・武道場	施設内および施設外壁に設置されている照明器具	※施設によっては管理事務所等を含む。
⑧	複合施設	施設内および施設外壁に設置されている照明器具	
⑨	学校グラウンド照明	グラウンドを照らすために設置されている、グラウンド及び校舎屋上等に設置されている照明器具	※コンセント電源に接続されている投光器や、照明ポール等により単独で設置されている照明器具は除く。

(4) 照明設備管理台帳の作成

現地調査結果から施設ごとに照明設備管理台帳を作成する。照明設備管理台帳の記載事項は次のとおりとする。(別紙「記入例」参照)

照明の設置場所について台帳への記載によりがたい場合は、図面へ落とし込むこともかまわない。

- ① 場所
- ② 詳細場所
- ③ 器具記号 (既設図面で器具記号を付与している場合)
- ④ 器具取付種別
- ⑤ 器具種別
- ⑥ 器具備考
- ⑦ ランプ種別
- ⑧ 安定器の場所
- ⑨ 1灯あたりの消費電力
- ⑩ 灯数
- ⑪ 1台あたりの消費電力
- ⑫ 台数
- ⑬ 消費電力
- ⑭ 備考

※不点灯や不具合箇所などがある場合は記載すること。

※すでに LED 化されている照明があった場合は、その内容を管理台帳に記載す

ること。

6 打ち合わせ協議

業務の実施に伴う打ち合わせ・協議は、業務着手時、中間時1回、業務完了時の計3回を予定しているが、発注者が必要と認めたときは適宜行うものとする。なお、受注者はその都度打ち合わせ記録簿等を作成し、発注者に提出するものとする。

7 その他重要事項

- (1) 履行期限を遵守すること。
- (2) 作業中の事故、その他による一切の損害については受注者の責任において処理すること。
- (3) 本仕様書に明記していない事項については、市と受注者が協議の上、決定する。
- (4) 受注者は、業務の意図及び目的を十分に理解して、業務の遂行に努めなければならない。
- (5) 受注者は、業務に関して知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。受注者は、作業場所であっても、情報等の複写及び閲覧は、必要最小限に留めなければならない。
- (6) 万一、情報等に関する受注者等からの外部流出が発生した場合には、受注者等の故意・過失にかかわらず、市又は第三者において発生した損害について、受注者がその回収、拡散等の防止、及び賠償の全責任を負うものとする。
- (7) 受注者は、国や市の関係部署等関係機関との協議を必要とし、又は協議を求められた場合は、誠意をもってこれに当たるものとし、その内容については市に報告しなければならない。
- (8) 受注者は、業務における業務責任者を選任し、市に届出、承認を得なければならない。受注者は業務責任者をもって業務全般にわたる技術管理を行うものとする。
- (9) 受注者は、業務の着手及び完了に当たって、岡山市の指定様式により、以下の書類を提出し、岡山市の承諾を得なければならない。
 - ① 委託の着手時
 - a 着手届
 - b 委託作業表
 - c 業務責任者届
 - d その他市が指示する書類
 - ② 業務の完了時
 - a 完了通知書
 - b その他市が指示する書類
- (10) 業務完了後、受注者の責に帰すべき事由による成果物の不良が発見された場合には、速やかに訂正するものとし、これに要した費用は受注者の負担とする。
- (11) 受注者は、岡山市担当者との連携を密にして業務にあたるものとし、十分に協議・打ち合わせを行う。また、受注者は協議・打ち合わせの都度、記録簿を作成し、概ね1週間以内に岡山市に提出する。

(12) 業務委託料に変更があった際の変更後業務委託料の算出は次の式による。

$$\text{変更後業務委託料} = \text{変更後設計金額 (税抜)} \times \frac{\text{当初業務委託料 (税込)}}{\text{当初設計金額 (税込)}} \times (1 + \text{消費税率})$$

上記の算定式で、カッコ内の計算の結果、10,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

- (13) 岡山市との協議・打ち合わせについては、軽微な事務連絡を除き、担当者と対面にて行う。また、岡山市からの連絡があれば、即日、対応が出来るよう受注者側の業務実施体制を整えておくこと。担当者不在等で対応不可のないようにする。
- (14) 受注者は、本業務の実施に際して、他自治体で作成された内容の転用又は引用等を安易に行ってはならない。
- (15) 本業務により作成した報告書等の著作権、著作権は岡山市に帰属する。また、報告書等の作成にあたって他の個人・団体等の資料を引用する場合、著作権者の了解を得なければならない。
- (16) 本業務中において疑義が生じたときは、発注者と受注者との協議のうえ決定する。

6 納入成果品

受注者は以下のものを成果品として提出する。

- (1) 簡易報告書 1部
(業務に印刷した成果品を簡易加除式ファイルに綴じたもの。)
- (2) 照明設備管理台帳 (エクセル形式、別紙記入例参照)
- (3) 上記に係る電子データ1式 (CD-Rに記録して提出のこと。ウイルスチェックを必ず行うこと。)
- (4) その他指示するもの1式